

## 鹿嶋市議会ハラスメント防止条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、鹿嶋市議会ハラスメント防止条例（令和8年条例第7号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、条例において使用する用語の例による。

(ハラスメント被害申立て)

第3条 条例第8条第1項の規定による申立ては、ハラスメント被害申立書（様式第1号。以下「申立書」という。）により行うものとする。

2 前項の申立ては、ハラスメントが発生した日の翌日から起算して1年を経過した日以後においては、行うことができない。ただし、議長が相当の理由があると認める場合は、この限りでない。

(ハラスメント発生報告)

第4条 議員は、条例第8条第2項の規定により報告する場合は、ハラスメント発生報告書（様式第2号。以下「報告書」という。）により行うものとする。

2 前項の報告は、ハラスメントに当たる言動を行っていると思われる事態に遭遇した日の翌日から起算して14日以内（鹿嶋市の休日を定める条例（平成元年条例第31号）に定める本市の休日を除く。）に行うものとする。ただし、議長が相当の理由があると認める場合は、この限りでない。

(申立て等の取下げ)

第5条 申立書及び報告書は、ハラスメント被害申立等取下書（様式第3号）を議長に提出することにより取り下げることができる。

2 前項の規定により取り下げられたハラスメントについて、再度申立て等を行うことはできない。

3 次の各号のいずれかに該当する申立て等は、第1項の規定による取下げを行うことができない。

(1) 条例第8条第4項の規定により議長が確認をし、不受理の決定を行った申立て等

(2) 審査会がハラスメントの認定をしない旨の答申を行った申立て等

(3) 条例第12条第2項の規定により公表を行った申立て等

(4) その他議長が当該申立てを取り下げることにより、ハラスメントの防止につながらないと判断する申立て等

(確認の記録)

第6条 議長は、条例第8条第4項の規定により確認を行った場合は、ハラスメント申立等確認書（様式第4号）を作成するものとする。

(受理基準等)

第7条 議長は、条例第8条第4項の規定により、次の各号のいずれかに該当する場

合を除き、申立て等を受理するものとする。

- (1) 条例第3条各号に規定するハラスメントに該当しない申立て等
- (2) 審査会がハラスメントの認定をし、又は認定をしない旨の答申をした事案と同一の事案に関する申立て等
- (3) 条例の施行の前に行われたハラスメントに係る申立て等
- (4) 第5条第1項の規定により取り下げられた申立て等
- (5) 第3項に規定するハラスメント申立等不受理通知書の事案と同一の事案に関する申立て等
- (6) 内容に具体性や客観性を欠き、十分な調査を行うために必要な事実の摘示がなされていない申立て等
- (7) 権利の濫用に該当する申立て等
- (8) 誹謗・中傷に該当する申立て等
- (9) その他議長が不受理相当と認める申立て等

2 議長は、条例第8条第4項の規定により申立て等を受理したときは、ハラスメント申立等受理通知書（様式第5号）により申立者及び報告者に通知するものとする。

3 議長は、条例第8条第4項の規定により申立て等を不受理としたときは、ハラスメント申立等不受理通知書（様式第6号）により申立者及び報告者に通知するものとする。

（調査及びあっせんの記録）

第8条 議長は、条例第9条第1項の規定により事実関係の調査及びあっせんを行った場合は、ハラスメント調査及びあっせん記録書（様式第7号）を作成するものとする。

（審査会の組織）

第9条 審査会は、議長が委嘱する5人以内の委員で組織する。

2 審査会の委員は、性別による偏りが無いよう配慮した構成に努めるものとする。

（審査会の会長等）

第10条 審査会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（審査会の会議）

第11条 会長は、議長から諮問があった場合は、会議を招集するものとする。ただし、最初に招集する会議は、議長が招集する。

2 会議は、非公開とする。

3 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長が決する。

- 5 審査会は弁護士、学識経験者等の専門的知識を有する者から意見を求めることができる。
- 6 会長は、委員に個別の申立て等に係る調査を行わせることができる。
- 7 前項の規定により、事実関係の調査について委任を受けた委員は、調査結果を審査会に報告するものとする。
- 8 審査会は、諮問があった申立て等に関する審査結果を議長に答申するものとする。  
(弁明)

第12条 弁明をする議員は、ハラスメント弁明書(様式第8号)を審査会に提出することができる。

(議員の除斥)

第13条 自己が対象者として申し立てられ、又は報告されている議員は、全員協議会の議事に参与することができない。

- 2 前項の規定は、条例第8条第2項の規定による報告を行わなかった議員について準用する。

(議員によるハラスメントを認定した場合の措置)

第14条 条例第12条第1項の措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) ハラスメントを行った議員への研修又は講座の受講勧告
- (2) その他議長が必要と認める措置

(結果通知)

第15条 議長は、第11条第8項の規定による答申を受け、ハラスメントの認定又は不認定の決定をしたとき及び条例第10条第2項によりハラスメントの認定又は不認定の決定をしたときは、申立者、報告者及び対象者へハラスメント結果通知書(様式第9号。以下「結果通知書」という。)によりその結果を通知するものとする。

- 2 議長は、条例第12条第2項の規定により、ハラスメントを行った議員の氏名を公表し、その他必要な措置を講ずる場合は、その旨を前項に規定する結果通知書に記載するものとする。

(庶務)

第16条 審査会の庶務は、議会事務局において処理する。

(補則)

第17条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

鹿嶋市議会議長 様

申立者  
住 所  
氏 名 印

ハラスメント被害申立書

鹿嶋市議会ハラスメント防止条例第8条第1項の規定に基づき、申立てします。

- 1 申立対象議員の氏名
- 2 ハラスメント被害の内容

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

鹿嶋市議会議長 様

報告者  
住 所  
氏 名 印

ハラスメント発生報告書

鹿嶋市議会ハラスメント防止条例第8条第2項の規定に基づき、報告します。

- 1 報告対象議員の氏名
- 2 ハラスメントの内容

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

鹿嶋市議会議長 様

申立者（報告者）

住 所

氏 名

印

ハラスメント被害申立等取下書

鹿嶋市議会ハラスメント防止条例施行規程第5条第1項の規定に基づき、申立て（報告）を取り下げます。

1 申立等対象議員の氏名

2 取下理由

様式第4号（第6条関係）

ハラスメント申立等確認書

- |   | 確認欄                      |
|---|--------------------------|
| (1) 条例第3条各号に規定するハラスメントに該当しない申立て等ではない                    | <input type="checkbox"/> |
| (2) 審査会がハラスメントの認定をし、又は認定をしない旨の答申をした事案と同一の事案に関する申立て等ではない | <input type="checkbox"/> |
| (3) 条例の施行の日前に行われたハラスメントに係る申立て等ではない                      | <input type="checkbox"/> |
| (4) 第5条第1項の規定により取り下げられた申立て等ではない                         | <input type="checkbox"/> |
| (5) 第3項に規定するハラスメント申立等不受理通知書の事案と同一の事案に関する申立て等ではない        | <input type="checkbox"/> |
| (6) 内容に具体性や客観性を欠き、十分な調査を行うために必要な事実の摘示がなされていない申立て等ではない   | <input type="checkbox"/> |
| (7) 権利の濫用に該当する申立て等ではない                                  | <input type="checkbox"/> |
| (8) 誹謗・中傷に該当する申立て等ではない                                  | <input type="checkbox"/> |
| (9) その他議長が不受理相当と認める申立て等ではない                             | <input type="checkbox"/> |

※全ての項目に該当する場合、受理することとする。

様式第5号（第7条関係）

鹿 議 第 号  
年 月 日

申立者

様

鹿嶋市議会議長

印

ハラスメント申立等受理通知書

年 月 日付けで申立（報告）のあった下記の件について、申立て（報告）を受理したので、鹿嶋市議会ハラスメント防止条例施行規程第7条第2項の規定に基づき、通知します。

記

- 1 申立者（報告者）氏名
- 2 申立（報告）対象議員の氏名
- 3 ハラスメントの内容

様式第6号（第7条関係）

鹿 議 第 号  
年 月 日

申立（報告）者  
様

鹿嶋市議会議長 印

ハラスメント申立等不受理通知書

年 月 日付けで申立（報告）のあった件について、下記のとおり申立て（報告）を不受理としたので、鹿嶋市議会ハラスメント防止条例施行規程第7条第3項の規定に基づき、通知します。

記

1 不受理理由

様式第7号（第8条関係）

ハラスメント調査及びあっせん記録書

1 調査（あっせん）内容

様式第8号（第12条関係）

年 月 日

鹿嶋市議会議長

様

審査対象議員氏名

印

ハラスメント弁明書

鹿嶋市議会ハラスメント防止条例施行規程第12条の規定に基づき、下記のとおり弁明します。

1 弁明内容

様式第9号（第15条関係）

鹿 議 第 号  
年 月 日

様

鹿嶋市議会議長 印

ハラスメント結果通知書

鹿嶋市議会ハラスメント防止条例施行規程第15条第1項及び第2項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

- 1 対象者（議員）の氏名及び申立等の内容
- 2 ハラスメントの認定又は不認定の結果
- 3 必要な措置